

令和7年度第10回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和8年1月9日（金）午後1時34分 から 午後2時19分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、欠席委員 なし

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第	57	号	農地法第3条の規定による許可について
議案第	58	号	農地法第4条の規定による許可について
議案第	59	号	農地法第5条の規定による許可について
議案第	60	号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第	61	号	買受適格証明（3条）について

4、報告

報告第	34	号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第	35	号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第	36	号	農地法第5条の制限除外について
報告第	37	号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第	38	号	非農地判断について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農業委員会事務局副局長兼農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	大塚 早也佳
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀

7、会議の概要

議 長

皆さん、新年あけましておめでとうございます。

昨年は猛暑などの異常気象が農作物に大きな影響をもたらしました。また、12月には青森県沖で、1月には島根県内陸で大きな地震が発生し、人々が不安になる日々が続いております。

被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

委員の皆様には、昨年中は農業委員会活動において、大変お世話になりました。本年も変わらぬご指導とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

筑西市農業委員会の今後の発展と皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

それでは只今より、令和7年度第10回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員23名、全員でありますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤副局長、市村補佐、大塚主任、廣瀬主任、渡辺主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、21番・瀬端 洋 委員と23番・蓮沼 俊男 委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

それでは、日程第3議案第57号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第57号 受付番号29番は、7番議席・赤城 美子 委員が関係者となっておりますので先に審議するものとし、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後1時37分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

議案第57号、農地法第3条の規定による許可について、令和8年1月9日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。8ページをお願いします。

番号：29番、権利：所有権移転有償、所在：向上野字白合、登記簿地目：田、

現況地目：田、面積：2,130 m²、譲渡人又は貸主：筑西市向上野、譲受人又は借主：筑西市赤浜、経営面積、渡人：1,932 m²、受人：961,526 m²、受人の労力総数及び稼働数：1、1。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号 29 番について、調査委員の報告をお願いします。

須藤栄一
委員

11 番、須藤が報告します。
12 月 24 日に明野支所において、書類審査を行いました。
後日、渡人に電話で確認しましたところ、現在は受人に耕作をしてもらっているそうです。今回売買でまとまったそうです。
受人の方は地元でも大規模な農業経営を行っている法人です。
書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のご審議よろしくお願います。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第 57 号 受付番号 29 番を採決いたします。
議案第 57 号 受付番号 29 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。議案第 57 号 受付番号 29 番を原案どおり許可することに決しました。
ここで 7 番議席 赤城 美子 委員の除斥を解きます。

午後 1 時 40 分 解除

続いて受付番号 7 番から、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

番号1番から6番までは保留となっております。

7番、所有権移転有償、桑山字六番耕地、畑、畑、250㎡、外2筆、合計3筆、合計面積918㎡、筑西市桑山、筑西市桑山、306㎡、32,621㎡、2、2。

8番、所有権移転有償、井出蛭沢字道下、田、田、5,885㎡、外1筆、合計2筆、合計面積11,029㎡、栃木県足利市上渋垂町、筑西市井出蛭沢、11,029㎡、43,666㎡、3、3。

9番、所有権移転無償、飯島字北原、畑、畑、1,051㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,607㎡、筑西市伊讚美、栃木県佐野市高萩町、375㎡、59,685.98㎡、1、1。次のページをお願いします。

10番、地上権、飯島字北原、畑、畑、1,051㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,607㎡、栃木県佐野市高萩町、栃木県佐野市高萩町、59,685.98㎡。

11番、所有権移転有償、押尾字御新田、畑、畑、16㎡、筑西市押尾、筑西市押尾、5,518㎡、7,631㎡、3、2。

12番、所有権移転有償、嘉家佐和字川神馬、田、田、413㎡、神奈川県川崎市多摩区柘形、筑西市嘉家佐和、0㎡、150,175㎡、1、1。

13番、所有権移転有償、東石田字前田、畑、畑、1,046㎡、筑西市東石田、筑西市松原、2,363㎡、370㎡、1、1。

次のページをお願いします。

14番、所有権移転有償、宮後字東田、畑、畑、831㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,135㎡、筑西市宮後、筑西市宮後、8,758㎡、325,378㎡、2、2。

15番、所有権移転有償、桑山字九番耕地、畑、畑、912㎡、石岡市東大橋、筑西市桑山、0㎡、6,197㎡、2、2。

16番、所有権移転有償、東石田字西原、畑、畑、65㎡、筑西市東石田、筑西市寺上野、67,514㎡、59,245㎡、1、1。

17番、所有権移転有償、東石田字舟熊、畑、畑、334㎡、外1筆、合計2筆、合計面積754㎡、筑西市東石田、筑西市寺上野、755㎡、59,245㎡、1、1。

番号18番から7ページの28番まで保留となります。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号7番から、調査委員の報告をお願いします。

蓮沼俊男
委員

23番、蓮沼が報告いたします。

7番と15番を一緒に報告させていただきます。

先月の24日に書類審査をいたしまして、そのあと、電話での確認を行ってきました。

まず7番ですけど、7番の方は、農家はほとんどやっっていないくて、高齢のた

めに農地の処分を考えていたということで、近所に受人がいまして、その方に、土地を何とか買ってもらえないかという話をしたら、売買の成立がしたということでもあります。

次に 15 番です。渡人ですけど、遠方にいまして、農家はやっていないので、受人は叔父になるそうですけど、その方に、売買を申し入れたところ、快く買っていていただくということで、今回の申請になったそうです。

2 件とも、許可相当かと思われませんが、さらなる皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 8 番をお願いします。

稲見 16 番稲見です。

くに子 8 番について報告します。

委員 12 月 24 日書類審査を行い、後日電話確認を行いました。

この土地は渡人が相続によって得たものだそうです。渡人は遠方に住んでおり、農業をやらないということで、土地を売りたいとのことでした。受人は、地区の大規模農家です。規模拡大を図るということで、渡人も土地を買うことになったそうです。

書類に不備もなく、許可相当かと思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願ひいたします。以上です。

議長 9 番をお願ひいたします。

瀬端 洋 21 番、瀬端がご報告申し上げます。

委員 9 番と 10 番の案件につきましてご報告申し上げます。

先月 25 日に書類審査を行いました。書類には不備はありませんでした。

後日、双方に電話をしまして、確認いたしました。

渡人はですね、会社を経営しておりまして、また他にも太陽光を設置してあるという話でございました。この案件の太陽光は営農型太陽光でございまして、父親がですね、この営農型太陽光を始めたということでありました。父親が亡くなりまして、そのあとに、下にフキを栽培していたということでもありますけれども、草も生えたり管理が大変で、どなたかに譲りたいという思いで渡人はいたそうであります。そこにですね、受人の話がありまして、今回このようなかたちで、受人の会社に営農型太陽光として譲ったということでもございました。

それから、10 番でございましてけれども、10 番の案件は、事業は受人、太陽光は受人に管理していただきまして、太陽光の下、土地の部分は営農型太陽光として渡人が栽培をするということでもございました。何を栽培するのかという話

をしましたら、アシタバを栽培するという話でございました。非常に良い健康食品ということで注目されていまして、引き合いがあるということでございました。

以上で書類の不備もなく、許可相当と思われまじけれども、更なる皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

11 番をお願いします。

須藤栄一
委 員

11 番須藤が報告します。

11 番、13 番、14 番、16 番、17 番。5 点ほどあります。

12 月 24 日に明野支所で書類審査を行い、後日、渡人に電話で確認をしました。

11 番ですが、渡人に電話を入れたところ、通じなかつたので受人に確認をしました。先月 3 条に申請した案件ですが、一部漏れがあつたもので再度申請するものです。書類に不備もなく、許可相当と思われまじ。

続いて 13 番ですが、電話で渡人に確認しましたところ、農地を売買して引越しをするそうです。知り合いであつたタイ人の方に売買するそうです。

それと 14 番ですが、渡人に電話で確認したところ、受人に耕作してもらつていたそうですが、売りたいということで、耕作者と相談したところ、まとまつたそうです。

それと 16 番ですが、渡人に電話で、確認したところ、角地でトラクターも入れないという土地なので、売買したそうです。

最後に 17 番ですが、現在は、耕作放棄地となっているそうです。受人の方から話があつたので、売買になつたそうです。

以上 5 点とも書類に不備もなく、許可相当と思ひますが、皆様のさらなるご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長

12 番をお願いします。

永井尚子
委 員

3 番、永井がご報告いたします。

昨年 12 月 25 日に書類審査を行い、後日渡人に電話確認をいたしました。

渡人は現地に住んだこともないため、売却の希望があり、今回の取引になつたとのこととす。

許可相当と思われまじますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 57 号 受付番号 7 番から 17 番を採決いたします。

議案第 57 号 受付番号 7 番から 17 番を原案どおり許可することに賛成の委員は挙手を願います。

委員

(挙手全員)

議長

挙手全員。議案第 57 号 受付番号 7 番から 17 番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第 58 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第 58 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 8 年 1 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号 1 番は保留となります。

番号 2 番、所在：玉戸字西新田、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：342 m²、申請人：埼玉県川口市大字芝、転用事由：自己住宅。

申請地は国道 50 号線の南側約 150m、筑西消防署川島分署の東側約 350m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できません。

申請者は現在市外の借家にて生活しておりますが、定年を機に地元に戻り自己住宅を新築すべく申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 2 番について、調査委員の報告をお願いします。

関口 均

1 番関口です。

委員

2 番について発表いたします。

先月 25 日に書類審査、現地確認をしました。

現地の周りは、住宅であり、問題のない場所であります。後日電話で確認を求めましたところ本人は玉戸生まれで、母親も健在であり、自身も退職して借家住まいなので親の近くに家を持ちたいということから、この土地に家を造るということです。また、書類に間違いがないことを確認いたしました。

よって当案件は許可相当と思われませんが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 58 号 受付番号 2 番を採決いたします。

議案第 58 号 受付番号 2 番は 30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。議案第 58 号 受付番号 2 番を県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。
次に、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

事務局長 渡辺主任より説明させます。

渡辺主任 議案第 59 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 8 年 1 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：所有権移転有償、所在：直井字直井、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：395 m²、譲渡人又は貸主：桜川市岩瀬、譲受人又は借主、筑西市榎生一丁目、転用事由：自己住宅。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 200m、筑西警察署の南東側約 650m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討

がなされております。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

番号2番は保留になります。

3番、地上権、飯島字北原、畑、雑種地、1,051㎡のうち9.16㎡、外2筆、合計3筆、合計面積：17.33㎡、栃木県佐野市高萩町、栃木県佐野市高萩町、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から3年間。

申請地は、市立下館西中学校の北西側約800m、下館総合体育館の南側約1kmに位置する農用地区域内農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。営農を継続しながら、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

次のページをお願いします。

4番から14ページの8番までは保留となります。

9番、所有権移転有償、東榎生字東榎生、畑、畑、136㎡、筑西市東榎生、筑西市東榎生、駐車場。

申請地は、市立養蚕小学校の南側約1km、筑西幹線道路の北側約600mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に六戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で段ボール製造業を営む法人です。今般事業拡大に伴う新規雇用により従業員用の駐車場が不足したことからこれを新たに確保すべく申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号1番から、調査委員の報告をお願いします。

永井尚子
委員

3番、永井がご報告いたします。

12月25日、書類審査及び現地調査をいたしました。

渡人に連絡したところ、この電話番号は間違っているということで、連絡がつかず、受人にも連絡がつかず、代理人に確認をいたしました。代理人によりますと、売買には関わっていないけれども、この農地転用の申請には間違いのないとのことでした。

皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

瀬端洋
委員

21番、瀬端がご報告申し上げます。

この案件はですね、先ほど3条でご報告申し上げました。

9番10番の案件と同一案件でございます。

先月ですね、25日の日に、書類審査並びに現地調査を行いました。

書類には不備はありませんでした。現地を調査しに行ったときにですね、太陽光パネルの下は綺麗に耕運してありまして、トラクターが停めてありました。

ここにですね、先ほども話したように、アシタバを作って、営農型太陽光として運営するんだというお話でございました。

以上のことより、書類にも不備もなく、現地も綺麗になってましたので、許可相当かと思われそうですけども、さらなる皆様がたのご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 9番をお願いします。

中澤委員 9番、中澤です。

9番について報告いたします。

12月25日に書類審査及び現地調査を行いました。

続いて12月26日渡人に電話連絡をし、申請どおり間違いがないということでしたので、これも、書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、更なる皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第59号 受付番号1番、3番及び9番を採決いたします。

議案第59号 受付番号1番、3番及び9番は30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。議案第59号 受付番号1番、3番及び9番を県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第60号 「現況確認証明(非農地証明)について」を上程いたし

ます。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第 60 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 8 年 1 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：辻字西原、登記簿地目：畑、現況地目：山林原野、面積：984 m²、判定地目：山林原野、利用状況：山林、所有者：小美玉市橋場美。

申請地は、県道筑西三和線の南約 1 km、飛行場通りの西側約 150m に位置する土地です。

平成 15 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2 番、川澄字小川作、田、宅地、267 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積、373 m²、宅地、住宅敷地、筑西市川澄。

申請地は、道の駅グランテラス筑西の北側約 600m、市立河間小学校の南側約 2.4 km に位置する土地です。昭和 50 年には農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

3 番、西山田字街道南、畑、宅地、333 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 494 m²、宅地、住宅敷地、結城市大字結城。

申請地は、県道結城二宮線の北側約 100m、県道真岡筑西線の西側約 430m に位置する土地です。

平成 17 年には、農地ではないとして「家屋評価証明書」および「課税証明書」を添付し証明願が出されております。

4 番、奥田字東耕地、畑、宅地、247 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 713 m²、宅地、住宅敷地、筑西市奥田。

申請地は、県道高田筑西線の南側約 680m、市立河間小学校の北東約 1.5 km に位置する土地です。

平成 17 年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番について、調査委員の報告をお願いします

栗島菊雄

10 番栗島です。

委員

1 番についてご報告申し上げます。

ここは地目は、畑となっておりますが、判定地目で、山林原野っていうことで現

況は、農地に復旧することは難しいような状態の、山林状態です。そういう判断から鑑みて、非農地証明の発行が可能かと思えます。以上です。

議長 2番をお願いします。

宮山繁治 19番、宮山です。

委員 2番について説明します。

昨年12月25日に、書類と現地確認をしています。

当地はですね、宅地としては50年経過しておりまして、地目の変更、これについても20年以上経過しております。現地もですね、すでに倉庫や庭木が入っております、非農地であります。

そういうわけで証明書の発行については、大丈夫かなと思っています。

許可相当と思われますが、皆様方のさらなるご審議をお願いします。

以上です。

議長 3番をお願いします。

大林富子 20番大林です。

委員 3番について報告いたします。

昨年12月25日に書類審査及び現地確認を行いました。

現地の状況は、住宅・車庫が建っており、住宅敷地として利用されておりました。用途の変更がなされて、20年以上経過しており、願出の内容が確認できるものでした。

従って、非農地の証明は可能と判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 4番をお願いします。

新井英雄 24番の新井です。

委員 4番について報告いたします。

12月25日、書類審査及び、現地確認をいたしました。

現地は、住宅敷地で、前と後ろにね、またがっているところでありました。一応20年経過しておりますし、書類に不備もありませんので、非農地証明発行許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 60 号 受付番号 1 番から 4 番を採決いたします。

議案第 60 号 受付番号 1 番から 4 番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員

（挙手全員）

議長

挙手全員。よって議案第 60 号 受付番号 1 番から 4 番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 61 号「買受適格証明（3 条）について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

議案第 61 号、買受適格証明（3 条）について、令和 8 年 1 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、所在：二木成字前田、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：729 m²、願出人：筑西市野殿、受人：1,014,203 m²、受人の労力総数及び稼働数：1、1。

2 番、寺上野字桜塚、畑、畑、3,048 m²、筑西市赤浜、430,641 m²、1、1。

3 番、寺上野字桜塚、畑、畑、5,122 m²、筑西市赤浜、430,641 m²、1、1。

4 番、古内字若宮、畑、畑、1,005 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 4,940 m²、筑西市村田、226,683 m²、1、1。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いします。

中澤 保
委員

9 番、中澤です。

1 番について報告いたします。

12 月 25 日に書類審査を行い、12 月 26 日電話で確認をいたしました。

こちらの方は筑西市でも大規模農業法人であり、書類どおりで購入予定でありますという返事をいただきました。

書類にも不備もなく許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議のほどお願いいたします。以上です。

議長 2番をお願いします。

須藤栄一 11番須藤が報告します。

委員 2番、3番、4番について報告します。

12月24日に明野支所において書類審査を行いました。後日、電話にて確認をいたしました。

2番3番ですが、地元でも大規模な農業経営を行っている法人です。外国人に買われないために、参加するそうです。これ以外にも、農地があったら紹介してくださいということでした。

4番ですが、やはり大規模な経営を行っている方です。本人に確認したところ、規模拡大のために参加するそうです。

3件とも書類に不備もなく、適格と思われませんが、さらなるご審議よろしくをお願いします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第61号 受付番号1番から4番を採決いたします。

議案第61号 受付番号1番から4番を原案どおり買受適格証明(3条)を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員。よって議案第61号 受付番号1番から4番を、原案どおり買受適格証明(3条)を発行することに、決しました。

次に、日程第4 報告第34号から第38号を事務局より説明願います。

事務局長 中澤副局長より説明させます。

中澤 報告第34号から報告第38号を一括してご説明させていただきます。

副 局 長

初めに 19 ページをお開き願います。

報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 8 年 1 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 2 件でございます。

これは市街化区域内における転用で、貸家住宅 1 件、作業所 1 件でございます。

次に 21 ページをお開き願います。

報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、令和 8 年 1 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 6 件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅 5 件、太陽光発電設備 1 件でございます。

次に 24 ページをお開き願います。

報告第 36 号 農地法第 5 条の制限除外について、令和 8 年 1 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 1 件で、無線基地局への転用でございます。

次に 26 ページをお開き願います。

報告第 37 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 8 年 1 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

27 ページから 33 ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、24 件でございます。

次に 34 ページをお開き願います。

報告第 38 号 非農地判断について、令和 8 年 1 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

非農地判断件数 3 件でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

報告第 34 号から第 38 号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年度第 10 回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和8年1月9日

議 長

署名委員

署名委員